

佐渡市公式観光総合パンフレット制作業務 仕様書

1 委託業務名

佐渡市公式観光総合パンフレット制作業務

2 業務目的

現在、佐渡市公式として使用している観光パンフレット「佐渡さんぽ」について、これまでは旅前から旅中まであらゆるシーンで誰もが使える、網羅的に情報を掲載した総合ガイドブックとして制作を行っていた。

しかしながら、情報検索の手段がwebサイトやSNSなどの媒体に移った中で、それらとの役割分担によるパンフレットの位置づけが必要なことや、個人旅行が主流になったことで旅先の選定において佐渡ならではの優位性やポジションを明確かつビジュアル的に打ち出した誌面でないと、無数にある情報の中から手に取ってもらえないなど、市場における有効なパンフレットに変化が生じているものとする。

そういった状況に加え、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録により全国的な佐渡島の認知が高まっている好機を活かすため、既存の「佐渡さんぽ」を全面的に刷新し、より効果的なパンフレットとして制作するため本業務を実施する。

(1) パンフレットの位置づけ

Web媒体との役割分担として、より具体的な情報を探索するフェーズにおいては、「さど観光ナビ」などのオウンドメディアやSNSを中心に情報展開を行うこととし、本パンフレットは顧客が佐渡への認知を得るため、もしくは関心惹起などの導入の段階で手に取るものとする。したがって、「佐渡はどうやって行くか」「佐渡でどういった遊びができるか」などの佐渡旅の魅力や滞在のイメージを伝えられるパンフレットとしたい。

(2) 想定ターゲット・利用シーン

○ 想定ターゲット

- ・年齢：30～40代 親子など 子供は3歳～小学生
- ・エリア：メイン/県外(関東/関西圏など) サブ/県内
- ・ターゲットインサイト：
自然、おいしい食べ物、思い出に残る写真を残したい、佐渡への行き方が知りたい、滞在中のイメージを知りたい、日常を離れリフレッシュしたい 等

○ 顧客が手に取るシーン

- ・駅や空港、サービスエリアなどの交通拠点
- ・アンテナショップや佐渡に関連した小売店、飲食店など
- ・観光PRイベントでの配布
- ・「佐渡島」などのワードでweb検索した際にデジタルパンフレットへの到達

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日

4 委託業務内容

(1)企画提案

観光パンフレット作成に係る企画、編集、デザイン、取材、写真撮影、原稿作成、印刷、製本、納品等観光パンフレット作成に必要なすべての作業を行う。なお、本業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手する

ほか、必要に応じて佐渡市が保有する資料等を随時貸与する。

また、上記以外に、提案者の強みを生かし、予算の範囲内で独自提案を積極的に行うこと。なお、最終的な企画内容に関しては、委託者と協議の上で決定すること。

(2)「佐渡さんぽ」の内容

今回制作するパンフレットについては、大きく以下の項目（ア～ウ）に分けて整理するものとする

ア. 表紙

イ. 自由提案ページ

ウ. 広告・関係者出稿ページ

ア. 表紙、裏表紙

佐渡の認知向上のため、まずは佐渡についてよく知らない人が思わず手に取りたくなるデザインを、佐渡ならではの写真やテキストを使って制作すること。

表紙はデザイン違いで最低5パターンを用意し、関係者と協議して決定するものとする。

イ. 自由提案ページ

(P. 3～P. 18)

〈企画内容〉

佐渡市内の主要観光施設や歴史文化資源を紹介すると共に、市内での周遊性を高めるため、「見る・食べる・体験する・宿泊する」等のコンテンツを効果的に掲載し、佐渡島の旅行地としての認知拡大滞在時間の延長や経済波及効果の向上を図れるものとする。

また、離島の中で佐渡は来訪のハードル（時間、金額）が低いことを認知させる記事コンテンツも入れること。

〈使用する写真など〉

読者が旅のイメージを持ちやすいよう、人物が写っている写真等を積極的に使い、キャッチコピーや吹き出しなどを効果的に配し見やすいデザインとすること。」

ウ. 広告・関係者出稿ページ

(P. 19～P. 30)

以下①～⑥は確定で掲載するページとする。委託者から提供する情報や素材を元に、パンフレット全体のトンマナと合うように受託者がデザインを制作すること。

- ① 年間イベント情報：1／2ページ
- ② 佐渡エンジョイプラン：1ページ
- ③ さどまる倶楽部：1／2ページ
- ④ 島内交通手段情報：1ページ
- ⑤ 新潟交通佐渡：1ページ
- ⑥ 宿泊施設一覧：2ページ（見開き）
- ⑦ ふるさと納税情報：1ページ
- ⑧ 佐渡汽船情報：2ページ
- ⑨ 佐渡全体 MAP：裏表紙

パンフレットの構成について提案すること。なお、以下を基本構成と想定しているが、提案に基づき、本市と協議の上内容を決定する。

表紙	
1頁～2頁	目次
3頁～21頁	自由提案
22頁～23頁	年間イベント情報、佐渡エンジョイプラン、さどまる倶楽部
24頁～25頁	島内交通手段情報
26頁～27頁	宿泊施設一覧
28頁	ふるさと納税情報
29頁～30頁	佐渡汽船情報
裏表紙	佐渡全体 MAP、各社ロゴなど

(3) デザインについて

カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに対応したものとすること。また、紹介するコンテンツには詳細情報にリンクする二次元コード等を付すなど、利用者が情報収集するにあたっての利便性が高まる工夫があること。

(4) 写真、その他著作物の使用について

撮影、購入又は借用するか、受注者が所有する写真を使用すること。ただし、委託者と協議の上、委託者が所有する写真も使用可能とする。また、すべての画像等の使用に関する著作権や肖像権などの諸権利については、受注者において承諾を得るものとする。また、本業務で使用される画像素材（受託者以外に権利が帰属するものを除く）や新たに撮影した写真は、著作物等の権利は佐渡市及び佐渡汽船株式会社、一般社団法人佐渡

観光交流機構に帰属するものとし、写真、著作物の可変、すべての媒体における二次利用等を行えるよう、受託者が権利処理を行う。

(5) 校正について

受注者は、委託者による原稿内容の確認及び校正を受けること。委託者から修正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。また、校正作業は、委託者が校了と判断するまで行うものとする。

5 業務の実施

業務の実施に当たっては、委託者との必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。

6 パンフレットの規格等

下記を基本とするが、規格等については自由に提案できるものとする。

- (1) サイズ： 仕上がり A4 サイズ
- (2) 紙 質： マットコート紙 90 kg以上
- (3) 刷 色： 両面フルカラー印刷
- (4) 部 数： 日本語 120,000 部以上

7 成果品

下記成果品を令和7年1月31日までに委託者に納品する。

(1) 現物パンフレット

パンフレットが輸送中に傷まないことに留意し、100部ごとに段ボールに入れて納品すること。

なお、契約期間に関わらず、初回納品日から1年間は在庫を受託者において保管し、委託者からの指示を元に分納する体制と取ること。

なお、パンフレット等の発送にかかる費用は受託者が負担するものとする。

(2) パンフレット電子データ

最終入稿データを以下の仕様で DVD により 3 部納入すること

ア 業務印刷向けトンボ付き PDF データ

イ 一般印刷向け仕上がり PDF データ（トンボなし）

ウ ウェブ掲載用仕上がり PDF データ（トンボなし、ウェブ用に最適化）

エ AI データ（アウトライン化前、アウトライン化済みの両方）

AI データは Adobe Illustrator で編集可能なデータとすること。

オ パンフレットに使用した写真データ

カ ウェブ掲載用電子データ（HTML5）

参考：<https://www.sadokisen.co.jp/sado-sanpo2024/>

8 納品場所

佐渡市役所、そのほか7か所に分納すること
(佐渡市3か所、新潟2か所、大阪1か所、東京2か所)

9 実績報告

- ・業務の成果品として以下の内容を含む実績報告書を提出すること。
 - ① 作成したパンフレットを3部
 - ② 上記①の電子データ (PDF データ及び再編集可能なデータ)
 - ③ 上記のほか、佐渡市が必要と認める書類

10 報告・調査等

委託者は、最終報告書を受領後、その内容を精査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者事業所への立入り、関係諸帳簿の閲覧及び取引先への聴き取りなどの調査を行うことができるものとする。

11 委託金額の減額

本業務に関しては、パンフレットの制作にあたり委託者以外が広告出稿等により制作費の一部を負担することも想定している。その場合は受託者において広告費等の収入を行い、同額を本業務の委託料から減額するものとする。

また、委託者は、最終成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

12 その他

- (1) 受託者は、委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。受託者は業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする。
- (2) 受託者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受託者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受託者及び業務従事者等（直接、間接を問わず本業務に関わる者）は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。これらの制限は、業務終了後においても適用される。
- (5) 本業務により作成されるデザイン、写真等すべての著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第27条および第28条に規定する権利を含む）、所有権、版權を委託者に譲渡すること。また、成果品は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとする。

- (6) モデルを使用する場合は、使用期限の定めのないモデルを起用すること。
- (7) 使用する素材における著作権や肖像権などの権利の侵害にならないよう受託者の責任において確認する。
- (8) 業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任においてその解決をするとともに、速やかに委託者に報告すること。
- (9) 受託者は、個人情報保護に関する法律や佐渡市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は契約解除された後においても同様とする。
- (10) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。
- (11) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受注者の責任において対処することとする。
- (12) 事故等により発生した損害については受注者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認められた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。
- (13) 本仕様書に記載のない事項については、両社が協議して内容を決定するものとする。